

令和6年度 札幌市立向陵中学校

部活動振興会 総会資料

【資料内容】

- (1) 令和6年度役員一覧
- (2) 令和5年度会計決算報告
- (3) 令和5年度会計監査報告
- (4) 令和5年度部活動振興会 活動費報告
- (5) 令和6年度 活動計画（各部指導者一覧含む）
- (6) 活動会則
- (7) 活動規約
- (8) 活動細則
- (9) 令和6年度予算案

札幌市立向陵中学校 部活動振興会
令和6年度役員

会長	鷹見 公貴
副会長	多田羅 麻衣子
副会長	泉 いづ美
副会長	中道 貴子
副会長	石井 一嘉
会計監査	森岡 由香
会計監査	佐川 真理奈
事務局長	光石 和馬

(様式2) 監査報告

令和5年度 札幌市立向陵中学校 部活動振興会費 会計監査報告

令和5年度 部活動振興会費会計監査結果を次のとおり報告します。

- 1 監査実施日 令和 6年 2月 28日
- 2 会計監査対象 令和5年度 部活動振興会費会計
- 3 監査対象書類 2に係わる金銭出納簿、預金通帳その他収入・支出関係書類
- 4 監査結果 関係書類を照合した結果、適正に執行されていた。

令和6年 2月 28日

監査委員

福川 奈美



監査委員

及川 京子



会計検査報告

令和5年度(2023年度) 札幌市立向陵中学校 下期会計検査報告

令和5年度(2023年度) 部活動振興会費 下期会計検査結果は次のとおりです。

1 会計検査対象 令和5年度(2023年度) 下記会計

部活動振興会費

2 検査の対象とした事項

1に係わる金銭出納簿、徴収金日計表、預金通帳、収入・支出関係書類、物品等購入伺書、支払伺書の処理状況及び保管状況

3 検査の方法

- ・関係帳票等を付け合せて、金額などに誤りがないか検査した。
- ・保管状況が適切であるか目視で確認した。

4 検査結果

- ・関係書類を照合した結果、適正に学校徴収金事務処理をしていると認められる。

5 検査実施日 令和6年 4月9日

6 検査者職氏名 札幌市立向陵中学校 校長 原田 之彦 印



令和5年度部活動振興会 活動費 報告		
部活名	摘要	支出
野球	スポーツショップワタナベ杯中央区軟式野球春季大会参加料 // 秋季大会参加料 野球ボール ゼッケン ヘルメットケース 他	46,200
サッカー	サッカーボール バランスパッド リングバンドパッド スライディングボード 他	58,850
ソフトテニス	ダンロップボール 縄跳び カッタージャイアントキャリー リアクションボール ラインテープ	100,832
陸上競技	春季札幌中学校陸上競技大会参加料 大会参加費超過分 札幌市民スポーツ大会 リレー参加料 川崎静一郎記念陸上競技大会 リレー参加料 札幌市中学校体育連盟陸上競技新人戦大会参加料 他、大会参加費 審判登録料 ソフトトレーニングバー	83,814
男子バスケット	1年生大会参加料 石原金治杯争奪バスケットボール大会参加料 アイスバッグ バスケットボール コールドスプレー 他	59,369
女子バスケット	競技者登録料 1年生大会参加料 石原金治杯争奪バスケットボール大会参加料 バック刺繍代 リップコーン	39,600
女子バレーボール	ジョイントマット ボール ボールバッグメッシュ巾着型 めくり式靴底クリーナー テーピング 他	57,200

卓球	ニッタク ロボッチャ VICTAS VP40+トレ球 1	125,400
バドミントン	シャトルコック 協会登録料 ラケットショップスガワラ杯 参加料 オータムチャレンジカップ 参加料 コネクトカップ争奪 参加料	112,127
科学	ドライアイス 蒸発皿 アルカリ乾電池・ボタン電池 実験用素材(レモン・寒天) 炎色反応実験セット マグネシウムリボン ペリレン ナフタレン フタル酸ジメチル 他	135,531
美術	シルクインク ニス原紙 レジン用着色剤 ソフトモールド ファンシークレイ 色画用紙 クリヤープラ板 B4 クロッキーブック KF 張キャンパス 他	226,862
吹奏楽	Bb クラリネットリード バスクラリネットリード アルトサクソリード テナーサクソリード バリトンサクソリード マウスピースパッチ クリーニングペーパー	136,400
茶道	茶菓子代 和生(梅一輪) 松の翠 数寄屋袋 他	76,915

※部活動指導者費として、試合や練習試合などの校外での活動の交通費、部活動の指導や試合に関わる物品の購入費として常設部のスポンサーに 24,000 円、特設部のスポンサーに 3,000 円を支出しています。

札幌市立向陵中学校 部活動振興会 令和6年度 活動計画

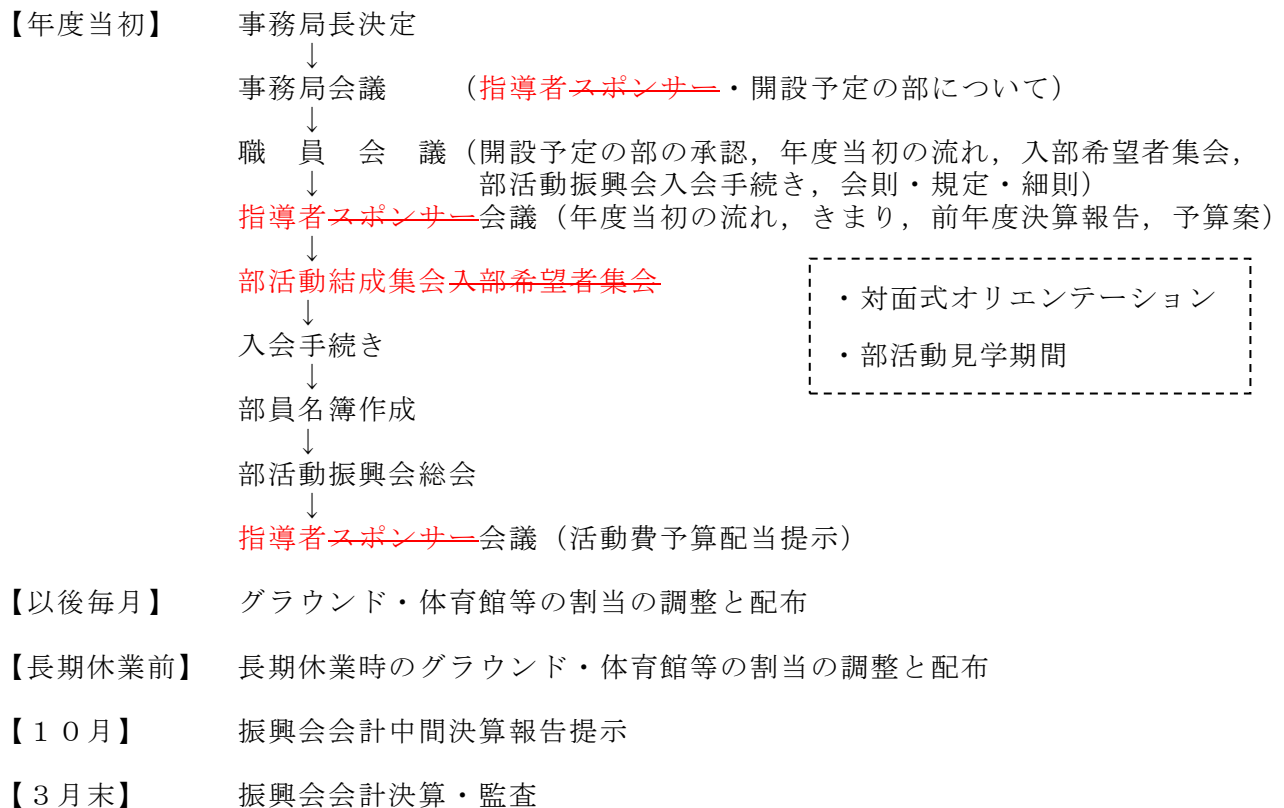
1 目 的

学校教育の一環として行い、指導者による計画的、継続的な活動を通して、健全な心身の発達を促し、自主独立・明朗闊達な「強くたくましく文化的な向陵健児」の育成をはかる。（規約より）

2 業務内容（事務局）

- (1) 入部希望調査及び入部希望者集会の開催
- (2) 部活動振興会入会手続き事務（入部手続き事務）
- (3) 部活動振興会予算立案・執行・決算
- (4) 市費予算立案・執行・決算
- (5) 指導者~~（スポンサ）~~会議の主催
- (6) 部活動規約・細則の制定と見直し
- (7) 部長会議の開催
- (8) 学校施設（グラウンド・体育館等）の使用割当
- (9) 各種賞状の整理
- (10) 各部の活動記録の集約
- (11) ロッカー等共用備品の管理

3 業務の年間の流れ



4 その他

部活動に関わる「きまり」は、「向陵中学校部活動活動規約」及び「同細則」に別途提示する。

5. 部活動振興会事務局業務内容と分担

業務内容	担当
入部希望調査及び入部希望者集会の開催	事務局長、事務局次長 体育系担当、文化系担当
部活動振興会入会手続き（入部手続き事務）	事務局長、会計担当
部活動振興会予算案立案・執行・決算	会計担当
市費予算立案・執行・決算	会計担当
指導者 （スポンサー） 会議の主催	事務局長、事務局次
部活動規約・細則の制定と見直し	事務局長、事務局次
部長会議の開催	事務局長、事務局次
学校施設（体育館）の使用割当	体育系担当
学校施設（グラウンド等）の使用割当	事務局長
各種賞状の整理	体育系担当
各部の活動記録の集約	事務局長
ロッカー等教養備品の管理	体育系担当、文化系担当

6. 今年度開設部・指導者 ~~（スポンサー）~~ 一覧

■体育系（9）

部活動名	指導者 スポンサー
野球	渡邊先生 野々村先生
サッカー	菅家先生 其田先生
ソフトテニス	木下先生 西條先生
陸上競技	廣瀬先生 菅又先生
男子バスケットボール	飯嶋先生 富塚先生
女子バスケットボール	高島先生 光石先生
女子バレーボール	今紺先生 今 先生
卓球	田尾先生 西澤先生
バドミントン	高山先生 溝渕先生

■文化系（4）

部活動名	指導者 スポンサー
美術	大島先生 佐川先生
吹奏楽	田中先生 阿部先生
茶道	丹保先生
科学	田口先生 沖 先生

札幌市立向陵中学校 部活動振興会 会則

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は「札幌市立向陵中学校部活動振興会」と称し、事務局を同校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は札幌市立向陵中学校部活動の援助・後援を通し、生徒の健全な心身の発達を促進することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 部活動の援助及び部活動振興のための活動。
(2) その他この会の目的達成に必要な事業。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会は、会の目的に賛同する札幌市立向陵中学校生徒の保護者をもって会員とする。

第 5 章 会 議

第 5 条 この会の会議は、総会、役員会とする。

第 6 条 1. 総会はこの会の最高決議機関で、役員及び全会員で構成し、毎年4月に開き、会長が召集する。また、役員会が必要と認めたときには臨時に開くことができる。
2. 総会は次の事項について審議する。
(1) 事業及び決算報告並びに監査結果の報告の承認に関する事項
(2) 事業計画及び予算に関する事項
(3) 役員の選出
(4) 会則の改正
(5) その他必要事項

第 7 条 1. 役員会は役員及び事務局員をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
2. 役員会は、この会の事業運営に関すること及び総会から委託されたことの執行にあたる他、次の事項について審議する。
(1) 事業運営の基本に関する事項
(2) 補充役員の選出及び事務局員の委託に関する事項
(3) 総会議案の準備
(4) 細則の作成
(5) 会費等の臨時徴収
(6) その他総会に対して責任を負うべき事項

第 6 章 役員及び顧問

第 8 条 この会には次の役員をおく
(1) 会 長 1 名 (P) (2) 副 会 長 若干名 (P・T)
(3) 会計監査 2 名 (P) (4) 事務局長 1 名 (T)

第 9 条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 役員の任務は次の通りとする。
(1) 会長はこの会を代表し、会務を統轄する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代理をつとめる。
(3) 会計監査はこの会の会計を監査する。
(4) 事務局長は会の運営・推進にあたるほか、庶務及び会計に関する会務を処理する。

第11条 この会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

第 7 章 事 務 局

第12条 1. この会の会務を処理するため、事務局に事務局長及び会長に委嘱された局員若干名をおく。
2. 局員は事務局長のもとに庶務及び会計に関する事務を処理し、諸会議の準備をする。
3. 事務局員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第 8 章 会 計

第13条 この会の活動に必要な経費は、会費・助成金・その他の収入をもってあてる。

第14条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 章 雑 則

第15条 この会の規約の改正は総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

第16条 この会の業務を遂行するために必要なときは細則を定めることができる。

付 則 この会則は昭和54年4月から実施する。
昭和49年4月 施行
昭和51年4月 改正
昭和54年4月 改正

札幌市立向陵中学校 部活動振興会 活動規約

1 目的

学校教育の一環として行い、指導者による計画的、継続的な活動を通して、健全な心身の発達を促し、自主独立・明朗闊達な「強くたくましく文化的な向陵健児」の育成をはかる。

2 位置付け

部活動は学校教育課程の基準として示されてはいないが、学校管理下で計画実施される生徒の健全育成のための教育活動である。

3 部活動の設置の条件（成立、新設、廃止）

- (1) 部の成立と新設： ・原則として、年度当初参加希望生徒が10人程度いて、かつ指導者になることを受諾する教師がいる場合とする。
- (2) 部の廃止： ・指導者がいなくなった場合。
・参加生徒が減少し、活動が困難になった場合。

※ (1)(2)については、部活動指導者会議で検討の上、職員会議で承認後、決定する。

4 指導者 ~~(スポンサー)~~ について

- (1) 部活動についての意義を認め、好意を持って指導にあたることを了承した本校教師であること。ただし、役員会、職員会議の承認を得て、外部指導者を置くことができる。
- (2) 指導者は常に活動場所にて、指導・監督にあたることを原則とする。しかし、やむを得ず活動場所を離れる時は、緊急事態に対応できる状態にあること。
- (3) 指導者は部長と連絡を密にし、部員の生活指導を徹底する。（態度・下校中の行動等）
- (4) 随時、指導者会議等に参加し、活動上、生活上の各部の問題点を討議し、共通理解を深める。
- (5) 休日に活動を行う場合は「学校施設利用届」、校外で活動を行う場合は「校外活動届」を事前に教頭に提出し、学校長の許可を得ること。なお、月末には「部活動整理簿」にその月の休日の活動を記入し事務局まで提出すること。

5 指導者 ~~(スポンサー)~~ 会議

- (1) 部活動指導者会議は、各部指導者、生徒指導部活動担当者、及び教頭で構成する。
- (2) 部活動の運営に関わる事項及び諸問題については、指導者会議で協議し、職員会議で了承を得る。運営の連絡調整や事務的な事項は事務局が行う。

6 活動に関わる費用（予算）

- (1) 活動に関わる諸経費（備品・消耗品等）の予算は「市費」と「部活動振興会費」から、振り分けて割り当てる。詳細については年度の始めに事務局が指導者会議にて提示する。
- (2) 消耗品予算の不足分やユニフォーム代については、部の実態に応じて生徒から部費として徴収することができる。この場合、必ず学校長の許可を得ること。

7 向陵中学校部活動振興会

- (1) 受益者負担の原則で、入部するもの、趣旨に賛同するものが年会費4,500円を納めるものとする。
- (2) 予算については、年度当初に係で検討した上、指導者会議で協議し、職員会議を経て、部活動振興会総会で承認するものとする。
- (3) 決算については、事務局が年度途中で中間決算をし、執行状況を指導者へ報告する。年度末に決算をし、PTAによる監査を行う。
※次年度より年会費を5,000円とする。

8 活動に関わる約束

- (1) 活動のきまりは向陵中学校の「生活のきまり」「生徒心得」に規制される。
- (2) 次の項目については別途提示する。
 - ・活動期間 ・活動日 ・活動時間 ・活動場所 ・施設用具の使用
 - ・活動時の服装及び飲食について ・入部・転部の手続き ・その他

札幌市立向陵中学校 部活動振興会 活動細則

- 1 活動のきまりは向陵中学校の「生活のきまり」「生徒心得」に規制される。
- 2 各部の活動期間は通年とし、活動日・活動時間は原則として次の通りとする。
 - (1) 活動する日は、指導者の指示による。
 - (2) 平日の活動時間は …〈通年〉清掃終了後～18:30(19:00下校完了)
 - (3) 休日の活動時間は …〈通年〉7:30～16:00(16:30下校完了)
※休日の活動については、大会や遠征などにより時間外に行うこともある。
 - (4) 朝練習の活動時間は …〈通年〉7:30～8:15 ~~7:00～8:10~~
 - (5) 完全下校時(職員会議及び研修会など)は一旦下校し、16:45以降に再登校する。(16:45以降に校舎に入ること。)
 - (6) 個人懇談期間中の活動時間は、16:45～18:30(19:00下校完了)とする。
 - (7) 旅行的行事・体育的行事の当日および回復日の活動は中止する。また、その他の行事にともなって中止することもある。(事務局が提示する)
 - (8) 定期テスト1週間前から活動を中止する。ただし、日曜日を挟んでのテストの場合は、その週の月曜日から活動を中止する。なお、大会等(練習を含む)で活動がどうしても必要な場合は、特認願(保護者向け)を事務局に提出し、事務局を通じ職員の了解を得て活動する。
- 3 活動場所
 - (1) 文化系は原則として指定された教室または活動場所で活動する。
 - (2) 体育系の体育館・グランド・格技場の割り当ては、指導者会議で決定する。
 - (3) 本校舎1・3・4階の廊下、東・西階段(1階～4階)、~~新仮設~~校舎廊下については、次の条件で活動をしてよい。
 - ①ランニングは、本校舎1・4階廊下、~~新校舎1～3階廊下~~のみ認める。ただし、使用は、原則16時45分以降とする。なお、本校舎3階の使用については、ダッシュ・ランニング禁止。
 - ②ボールは使用してもよいが、~~指導者スポンサー~~の許可を得てから行うこと。
 - ③会議や委員会活動に支障がないように、活動する。~~(特に新校舎の使用については注意する)~~
 - (4) 着替えは、清掃終了後、更衣室または指導者が指定した場所で行い、トイレでの更衣は禁止する。
 - (5) ~~校舎の建て替えに関わって、近隣小学校や近隣施設を臨時の活動場所とし、事務局を中心に調整、使用割り振りを行う。~~
- 4 施設・用具
 - (1) 使用した場所はきちんと清掃し、もとの状態に復元して下校する。
 - (2) 原則として、体育科の用具は使用しない。
 - (3) 各部のロッカーは整理整頓、衛生に気を配り、鍵の保管を確実にする。
- 5 所持品・昼食
 - (1) 生徒の練習着は学校体育時の服装かユニフォームを原則とする。登下校時にジャージを着用する場合も同様とする。
 - (2) 持ち物は必ず活動場所へ持っていく。
 - (3) 校舎内で部員が昼食をとる場合、原則として、ミーティング教室を使う。必ず指導者の指示に従って、家庭から持参の昼食をとる。また、後始末をしっかりと行い、ゴミは持ち帰る。
 - ~~(4) ペットボトルは禁止とする。~~
 - (4) 携帯・財布などを持ってきた場合には、~~指導者スポンサー~~に必ず預けること。
- 6 登下校・家庭との連絡
 - (1) 活動が終了したら直ちに下校する。途中の寄り道、買い食いはいししない。
 - (2) 家庭には、あらかじめ部活動の活動日・時間を連絡しておく。
 - (3) 自転車登校は禁止する。
- 7 入部・転部・退部手続き
 - (1) 各部に入部を希望する者は、年度始めに「入部届」に必要事項を記入し、入部の許可を受ける。この各部活動振興会へも同時に加入手続きをすること。
 - (2) 参加手続の期間は1ヶ年とし、更新を原則とする。
 - (3) 転退部については原則として認めない。やむを得ず転退部する場合は、学級担任と指導者と保護者と相談の上、決定する。(決定後は、事務局まで報告する。)
- 8 その他
 - (1) 部活動を優先するあまり、学級活動・生徒会活動を怠ることのないように心がける。ただし、平日の16時45分以降および休日は部活動を優先する。
 - (2) 年度の終わりには、部活動の反省のための指導者会議を開くこととする。
 - (3) 部として「本規約」に違反したり、著しく活動状態に乱れが生じた場合、生徒指導部と指導者の協議のもと、活動停止やその他の処置をとる。また、必要に応じて指導者会議で協議し、処置を決定する。

活動計画及び活動規約、活動細則の改定案概要

1. 部活動指導者の表記の統一

スポンサー、指導者と文章によって表記に違いが見られたため、指導者の表現に統一しています。

2. 活動規約 7 向陵中学校部活動振興会（1）

各競技の大会参加費やチーム登録料、物価の高騰により現状の 4,500 円の年会費ではこれまで通りの活動および物品の購入ができないため、次年度より年会費を 5,000 円とさせていただきます。

3. 活動細則 2（4）朝練習の時間に関して

新型コロナウイルスの影響から、昨年度までは朝練習自体を中止していました。今年度より再開するにあたって、過度な活動とならないよう活動時間を変更しています。

4. 活動細則 3 活動場所

校舎の建て替えに関わって、新校舎、仮設校舎の表記を訂正しています。また、グラウンド、テニスコートの縮小により、近隣小学校、施設での活動も実施しているため、実態に合わせて変更しています。

5. 活動細則 5 所持品・昼食

衛生面から、部活動時のペットボトルは禁止とする旨を削除しています。

令和6年度 札幌市立向陵中学校 部活動振興会 予算

(収入の部)

単位(円)

項目	令和5年度予算	令和5年度決算	令和6年度予算	予算増減	摘要
会費	2,754,000	2,788,500	2,668,500	-85,500	4,500円×593人 (5/8までの入金人数、特設部のみの24名を含む)
雑収入	900	910	0	-900	銀行利息
繰越金	130,583	130,583	59,173	-71,410	
合計	2,885,483	2,919,993	2,727,673	-157,810	

(支出の部)

単位(円)

項目	令和5年度予算額	令和5年度決算	令和6年度予算	予算増減	摘要
大会参加費	620,000	598,260	620,000	0	各種大会参加費
指導補助費	666,000	672,000	663,000	-3,000	24,000円×27人 3,000円×5人
事務費	5,000	5,000	2,000	-3,000	
活動費	1,267,200	1,259,100	1,138,000	-129,200	2,000円×569人(特設部のみの人数を引く)
備品費	100,000	80,000	10,000	-90,000	
全道・全国大会参加費	150,000	156,600	150,000	0	
スポーツ保険	51,960	51,960	44,640	-7,320	スポーツ安全保険
予備費	25,323	37,900	100,033	74,710	
合計	2,885,483	2,860,820	2,727,673	-157,810	